

UQ 通信サービス契約約款 新旧対照表

【現行】		【改正】	
(用語の定義) 第4条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。		(用語の定義) 第4条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。	
用語	用語の意味	用語	用語の意味
(略)	(略)	(略)	(略)
無線基地局設備	無線機器との間で電波を送り、又は受けるための電気通信設備であって、次のもの (1) 無線設備規則第49条の29に定める条件に適合する無線基地局設備(当社が設置するものに限り、以下「W i M A X 2 + 基地局設備」といいます。) (2) 電波法施行規則第3条第1項第8号に定める業務を行うためのものであって、電気通信事業報告規則(昭和63年郵政省令第46号)に定める第五世代移動通信システムによるもの(提携事業者が設置するものに限り、以下「5G基地局設備」といいます。) (3) 電波法施行規則第3条第1項第8号に定める業務を行うためのものであって、電気通信事業報告規則に定める三・九一四世代移動通信システムによるもの(提携事業者が設置するものに限り、以下「L T E 基地局設備」といいます。)	無線基地局設備	無線機器との間で電波を送り、又は受けるための電気通信設備であって、次のもの (1) 無線設備規則第49条の29に定める条件に適合する無線基地局設備(当社が設置するものに限り、以下「W i M A X 2 + 基地局設備」といいます。) (2) 電波法施行規則第3条第1項第8号に定める業務を行うためのものであって、電気通信事業報告規則(昭和63年郵政省令第46号)に定める第五世代移動通信システムによるもの(提携事業者が設置するものに限り、以下「5G基地局設備」といいます。) (3) <u>無線設備規則第49条の29の2に定める条件に適合する無線基地局設備(当社が設置するものに限り、以下前号とあわせて「5G基地局設備」といいます。)</u> (4) 電波法施行規則第3条第1項第8号に定める業務を行うためのものであって、電気通信事業報告規則に定める三・九一四世代移動通信システムによるもの(提携事業者が設置するものに限り、以下「L T E 基地局設備」といいます。)
(略)	(略)	(略)	(略)
		<p align="center"><u>附 則 (22-UQ 事企第031号)</u> この改定規定は、令和4年12月12日から実施します。</p>	